

平成25年度第3回宮城県生涯学習審議会

日 時：平成25年11月20日（水）
午後2時30分から午後4時30分まで
場 所：宮城県自治会館2階 206会議室

平成25年度第3回宮城県生涯学習審議会 議事録

1 日 時 平成25年11月20日(水) 午後2時30分から午後4時30分まで

2 場 所 宮城県自治会館2階 206会議室

3 出席者

(1) 委員

- ・赤間 裕子 委員
- ・五十嵐りか 委員
- ・伊藤 誠 委員
- ・兼平 敏子 委員
- ・櫻中 辰則 委員
- ・佐藤 直由 委員
- ・中地 文 委員

(2) 事務局

- ・三浦 正之 生涯学習課長
- ・佐藤 新一 社会教育専門監
- ・高橋 正隆 副参事兼課長補佐(総括担当)
- ・金野さよ子 課長補佐(生涯学習振興班長)
- ・内馬場みち子 主幹(生涯学習振興班)
- ・大沼 浩二 主幹(生涯学習振興班)
- ・遠藤 靖道 主査(生涯学習振興班)

4 会議次第

(1) 開会

(2) あいさつ

(3) 協議

イ 第三次みやぎ子ども読書活動推進計画骨子案について

ロ 今後のスケジュールについて

(5) その他

(6) 閉会

○司会

時間は若干早いのですが、皆様お揃いですので、ただいまから平成25年度第3回宮城県生涯学習審議会を開会いたします。

はじめに、佐藤直由会長からごあいさつをいただきます。よろしくお願いいたします。

○佐藤会長

こんにちは。

10月の第2回審議会は県立図書館で、非常にいい環境の中で行えたのでたくさん意見が出ました。今日も県庁の中ではなくて自治会館という、県庁の向かい側になりました。

「第三次みやぎ子ども読書推進計画」の策定まで、半年を切っております。今日は骨子案が出るということですので、それを主体に検討していきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

どうもありがとうございました。

本日は都合により、佐藤幸也委員、猪股洋文委員、鈴木悟委員が欠席されておりますが、委員の半数以上である7名のご出席をいただいておりますことから、生涯学習審議会条例第6条第2項の開催要件であります、「委員の半数以上の出席」を満たしていることをご報告いたします。

次に、配付資料につきまして確認させていただきます。

まず、A4判1枚物の両面で、「次第」がございます。次に、資料1「第三次みやぎ子ども読書活動推進計画（骨子案）について」。資料1-1、A4判横の「第三次みやぎ子ども読書活動推進計画『計画の目標』（案）」。

資料1-2、「第三次みやぎ子ども読書活動推進計画『重点施策』（案）」。

A3判で資料1-3、「第三次みやぎ子ども読書活動推進計画数値目標指標（案）」。

資料1-4、「第三次みやぎ子ども読書活動推進計画構成案（案）」。

次に資料2、「子ども読書活動推進に関する法律」。資料3、「宮城県教育振興基本計画（抜粋）」。

資料4、「今後のスケジュール」。

以上でございますが、不足等はございませんか。

なければ、申し訳ございませんが、ここで資料の訂正をお願いいたします。

資料1でございます。資料1の6番、「重点施策」の(3)は「子ども読書活動」となっておりますが、「子どもの読書活動」という形で、「の」の挿入をお願いします。

併せまして、裏面になります。《重点施策3》です。同じく「子ども読書活動」となっております。「子どもの」の、「の」の挿入をお願いいたします。

もう1点ございます。資料1-1、「『計画の目標』（案）」です。3つの箱でくくられておりますが、一番右の箱です。3つ目に、「『重点施策』の考え方等」と書いております。ここの「重点施策」のところを、「計画の目標」と訂正をお願いいたします。

大変失礼いたしました。

それでは、情報公開条例第19条で、県の附属機関の会議につきましては原則公開としております。本審議会につきましては、公開することにより公正かつ円滑な運営に支障をきたす事実も認められませんので、公開により審議を進めさせていただきます。

なお、発言の際には、挙手の上、議長の指名後にご発言をくださいますようお願いいたします。

それでは、引き続き会議を進行してまいります。生涯学習審議会条例第6条第1項で会長が会議の議長となることとされておりますので、この後の進行は佐藤直由会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤会長

では、第3回の生涯学習審議会をこれから始めさせていただきます。

「協議3」のところになります。大きく2つです。1つは、「第三次みやぎ子ども読書活動推進計画骨子案について」。事務局から説明いただいて、それについて意見交換を行いたいと思います。

2つ目が「今後のスケジュールについて」ということで、答申案の作成に至る来年の3月ころまでのスケジュールについて、調整を行いたいと思います。

でははじめに、「第三次みやぎ子ども読書活動推進計画骨子案について」の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、第三次みやぎ子ども読書活動推進計画骨子案の全体について、ご説明申し上げます。資料1をお手元にご準備ください。

今回お示しします骨子案ですが、これまでの生涯学習審議会での委員の皆様、それから庁内でのワーキング、子ども読書にさまざまな立場でご活躍いただいております方々による意見交換等でいただいたご意見を基に、2のそもそもの「計画の目標」、6の「重点施策」、めくっていただきまして7の「数値目標の指標」について、新たな考え方で進めていきたいと考えております。「全体としてこういう形で進めていきたい」ということ、「計画の目標」「重点施策」「数値目標の指標」について第三次での考え方等をこの資料でご説明したのちに、改めてご審議いただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、まず1の「策定の趣旨」です。「子ども読書活動推進計画」につきましては、これまでご紹介しておりますとおり、国の「子ども読書活動推進計画に関する法律」というものが平成17年12月に施行されております。この9条の中で、「都道府県が子ども読書活動推進計画を策定するよう努めること」ということが定められておまして、それに基づき策定されているものです。

今回の三次計画につきましては、まず、今年5月に示された国の第三次基本計画を踏ま

え、次に県の第一次計画、そして、今年度、委員の皆様がたくさん検証していただいた第二次計画での成果と課題を踏まえて策定してまいります。

さらに、2011年3月11日の東日本大震災による課題も踏まえて、策定を行っていきたいと考えております。

以上の3点が、「策定にあたっての考え方」ということになります。

続きまして、「計画の目標」です。箱の中に記載しておりますが、まず県の教育振興基本計画においての目指す子どもの姿というものがございまして。これまで第一次・第二次計画の目標として定めていたものに、この県が目指す子どもの姿を反映させる形で整理をしていきたいと考えております。

現行の「計画の目標」については、『『本を読みたいと思った時』に自主的に読書活動ができる環境の整備推進』、それから、「心豊かでたくましく生きるみやぎの子どもの育成を目指します」と、「本を読みたいと思った時」の環境の整備・推進と子どもの姿ということ掲げているんですけども、そもそも「本を読みたくなる環境の整備」が必要なのではないかと。そういった認識の下、見直しを図っていきたいと考えております。後ほど、考え方等について説明を申し上げます。

3の「計画の期間」です。いまの第二次計画は今年度で最終年度ということになりますので、来年度の平成26年度から平成30年度までの5年間ということで定めてまいります。

「計画の対象」につきましては、これまでの計画と同じく0歳からおおむね18歳まで。

5の「計画期間中に目指すこと」として、委員の皆様をはじめ、庁内のワーキング、それから意見交換会でも非常に多く出された意見があります。それは、子どもの読書活動を推進していくことの意義というものが、まだ十分に理解されていないということです。「読書活動の推進を行っていく意義というのは、どういうところにあるのですか」といった問いかけを、たくさんいただいております。

ですので、今回の計画期間においては、まずその原点に立ち返って、子どもの読書活動の意義というものの理解促進に努めていく。それらの理解が図られたら、「確かにそうだね、読書環境というのをもっとみんなで整備していかなければいけないね」ということになりますので、その意義の理解促進に努めた上での読書環境のさらなる充実。それが進められることによって、日々の生活の中で、当たり前子どもたちが本を手にする、つまり読書の習慣化が図られていく、そういったものの土台づくりを、この第三次計画の中で進めていきたいと考えております。

繰り返します。まず意義の理解促進に努め、さらなる読書環境の充実を図り、そして子どもたちの日々の生活の中で読書が当たり前になっていくといった取組を推進していく。そのための土台づくりを進めていきたいと考えております。

こういった取組を推進するために、今まで「基本方策」ということで4点ほど述べておりましたところを「重点施策」ということで言い換え、次の3つを進めてまいりたいと考えております。

1つ目が、「子どもの読書活動を推進する意義についての理解促進」。そして2つ目が、「子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備」。さらに3点目として、「子どもの読書活動の習慣化に向けた読書活動の推進」。この3つを「重点施策」と掲げ、これらの重点施策を推進するための取組、その他もろもろの取組を進めて、三段階で意義の理解促進を図り、さらなる読書環境の充実を図り、読書の習慣化を促していくということで取り組んでまいりたいと考えております。

裏面をご覧くださいと思います。「重点施策を推進するための取組」です。あくまでも例示ということになりますが、こちらにつきましてもこれまでいただいたご意見等を踏まえて、主なものを記載しております。

まず、《重点施策1》の「子どもの読書活動を推進する意義についての理解促進」ということで、「読書が持つ力」。たとえば、「想像力をかきたてる」であったり、「過去の歴史から先人の知恵を知る」など。さまざまな「読書が持つ力」というものがございしますが、それらの意義を積極的に伝えていく。

それから、下線を引いておりますけれども、今回の震災を受けて、改めて『『本のちから』の意義』というものが浮き彫りとなっております。これらについても積極的に問いかけていくと。

そして、「子ども読書の日」や「こども読書週間」というものが設けられておりますが、現状としては十分な取組が図られている状況にはありません。「子ども読書の日」や「こども読書週間」においても、読書の意義についてのPRを行っていく。

さらに、県としましては「学ぶ土台づくり」で取り組んでいるところですが、この取組の中での啓発活動を活用したPR。そして、ブックスタートに代表される乳幼児健診でのPRとか、学校関係者のPTA行事。つまり、親子で参加する場を活用したPRというものを積極的に図っていきたいと考えております。

《重点施策2》です。「子ども読書活動を推進するための読書環境の整備」になります。

まず1点目。国の基本計画の中でも今後の5年間、さらに10年間で積極的に取り組んでいくとされている、市町村における子ども読書活動推進計画の策定促進。そして、その計画の点検・評価ということ。本県におきましても、今年度末に栗原市が策定することで全市での策定されることとなりますが、まだ町村部に至っては決して策定率が高いという状況ではありません。環境を整備するにあたっての指針ともなるこの読書活動推進計画の策定に向けて、積極的な働きかけを行い、読書環境の整備を図ってまいりたいと考えております。

2点目も多くのご意見が寄せられたところです。「子ども読書活動に携わる関係者のネットワーク構築」、さまざまな主体が連携していくということは、これまでの第一次・第二次の基本方策の中でも述べられていることです。けれども、実際にやったことを検証していくと、さまざまな立場の方々と十分なネットワークが組まれているという状況にはありません。この状況を踏まえ、「子ども読書活動に携わる関係者のネットワーク構築」というこ

とを進めてまいります。

さらに、震災を受けまして、被災した図書館がまだ完全復旧には至っておりません。これらの復旧・復興支援を行っていく。

そして、「子ども読書の新たな担い手の育成」。これも第二次計画を検証する中で、ご意見が寄せられた項目の一つとなっております。

ほかに、「学校図書館図書標準の達成」、県の図書館で進めておりますMY-NETの利用促進など。

こういった取組により、読書環境の整備を図っていきたいと考えております。

続きまして、《重点施策3》です。「子どもの読書活動の習慣化に向けた読書活動の推進」ということで、1点目に「乳幼児期における読み聞かせの推進」という項目を掲げております。こちらにつきましても、さまざまな立場で子どもの読書に携わる方々から、「早い段階での本との触れ合いというものが、その後大きく関わってくる」との意見をいただいております。「乳幼児期における読み聞かせの推進」については強力に推進してまいりたいと考えております。なお、この取組については、第一次においては重点項目ということで設定されておりました。

さらに、新たな取組として『家読』のススメとか、前回の審議会でも出されていた「ノーテレビ、ノーゲームの推進」。そして、「ブックスタートやブックスタートに準じた取組の推進」「朝の読書」など一斉読書の積極的な推進、そして近年注目されております「ビブリオバトルなど読書の楽しさに気づかせる取組の推進」。こういったことを進めて、読書活動の推進を図っていきたいと、いまの段階で掲げております。

続きまして、7の「数値目標の指標」です。第一次では3指標、第二次では4指標ということで掲げておりました。(2)の「市町村における読書活動推進計画の策定状況」は、第一次には入っておりませんでした。第二次から新たに追加となった項目になっております。(5)「不読率の低減」については、第一次・第二次ということで数値目標として掲げておりました。さらに(6)「児童生徒の1か月間の平均読書冊数」、(7)「公立図書館等における年間図書の個人貸出数」についても、第一次・第二次とも数値目標に掲げられておりました。これについては、継続して掲げていきたいと考えております。

ただし、(7)の指標については、これまで公立図書館だけの年間図書の個人貸出数ということでした。残念ながら県内すべての市町村で公立図書館が設置されておらず、公民館図書室等の貸出冊数は含まれておりませんでした。今後はこれも含めて指標として設定していきたいと考えております。

新たな項目としましては、(3)の「学校図書館図書標準の達成率」。これについても、前々回あるいは前回の審議で話題になったかと思えます。5年間で1000億円という金額を国が交付税措置しているんですけども、達成率は100%には至っていません。宮城県に関しては全国の率よりも高くはなっていますが、まだ50%を超える程度でございます。せっかく国が5年間で1000億円ということで交付税措置をしておりますので、市町村

に積極的に働きかけ、進めていけるような取組をしたいということで、これも数値目標の一つとして掲げております。

さらに、「家庭での読書の状況」というのがあります。これは、毎年「全国学力・学習状況調査」というものを文科省で行っております。その中で、家庭だったり、図書館だったり、「一日にどのくらい本を読みますか」というような問いがあります。そういった指標も読書の習慣化を計る指標として取り入れられないか、提案したいと考えております。

全体の説明については以上です。

○佐藤会長

はい、ありがとうございました。

第三次の計画を作るにあたっての骨子案ということで、「策定の趣旨」から「数値目標の指標」までの試案が出されております。3、4のところは決まっていることですが、最初の「策定の趣旨」「計画の目標」、それから5番の「計画期間中に目指すこと」、6番の「重点施策」、7番の「数値目標の指標」というのが、検討を重ねて、第三次計画で新たに入れ込んでいくというところになります。

「重点施策」と「数値目標の指標」はいまの説明でも詳しく出されていますけれども、別途、補足の資料が1、2、3とあります。それぞれの補足説明をいただいてから、「計画の目標」「重点施策」「数値目標の指標」の3つに大きく分けて、意見をお伺いしたいと思います。一番先に「計画の目標」のところの補足説明をお願いできますか。

○事務局

それでは、資料1-1をご準備いただきたいと思っております。「計画の目標」の考え方について、補足させていただきます。

まず、第一次・第二次の計画目標はどうなっているかということの確認です。表の一番左の欄に、「すべての子どもが、本を読みたいと思った時に、いつでもどこでも自主的に読書活動ができるよう環境の整備を推進し、心豊かでたくましく生きるみやぎの子ども育成を目指します」と掲げております。

この「すべての子どもが、いつでもどこでも自主的に読書活動ができるように」というのは、右の「考え方」のところにも補足で書いております。○の3つ目です。「いつでもどこでも自主的に読書活動ができるような環境整備を推進し」というのは、「子ども読書活動の推進に関する法律」の第二条の中で、「基本理念」として「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」と定めています。そういったものを踏まえて、第一次・第二次の中でもこの文言を引用している状況にあります。

さらに宮城県の場合は、「本を読みたいと思った時に」ということで整理をしています。この「本を読みたいと思った時に」というところは、そもそも本を読みたいと思うのには

どうしたらいいんだと。そういうところが抜けているのではないかと。県の関係者もこのような委員会の場合等々でも「そこはどうなのでしょう」ということで意見をいただいております。まさにそうなのではないかと。そういう考えの下、先ほどご説明した県の教育振興基本計画において掲げる「目指す子どもの姿」というものを掲げていこうと。それと、「いつでもどこでも自主的に環境整備」はすでに法律の中でうたわれておりますので、「読書を通じてどうしたいのか」というところをシンプルに表現していけないかということで、今回のような形でお示ししているところです。

第三次の計画案としましては、「みやぎの子どもが自主的な読書活動を通じて夢と高い志を持ち、心豊かでたくましく生き抜く力を身につけることができることを目指します」ということです。この「高い志を持ち」というところが、教育振興基本計画の中で謳われている子どもの姿。それから「心豊かで」というところは、一般的に読書の効果というのは豊かな心を育むことにあるということで、その表現を残すような形で整理しております。

補足については以上でございます。

○佐藤会長

2番目の「計画の目標」というところです。第一次・第二次で目標としているところの文言は、もともと出ている国の「子ども読書活動の推進に関する法律」の第二条の基本理念を基に言っている。宮城県の教育振興基本計画で書かれている「子どもの目指す姿」も取り入れて、第三次推進計画ではいま説明があったような文言とし、「計画の目標」を立てたいという考え方の説明がありました。

この「計画の目標」に関してはいかがでしょうか。「本が読みたいと思った時に」と「自主的な活動を通じて高い志を持ち」というのは、宮城県の教育振興基本計画に書かれていることです。「生き抜く力を身につけることができることを目指します」という文言で、目標を立てるといふことの提案です。

考え方は、一つは教育振興基本計画に基づくということ。文言上は、違和感があるかということではないと思いますけれども……。夢と、志と、心豊かと、生き抜く力と、ずいぶん入り込んでいる。もちろん、目標なので高く考えることは必要なんですけれども……。

整合性は取れますね。県の教育振興基本計画とまったく違った目標ということにはならないので、それに沿った形で読書の推進活動をどう目指すかということで考える必要があるかと思えます。

では、先に全体をまとめて、もう一回ご意見を伺います。

2つ目に「計画期間中に目指すこと」ということで、意義の理解促進、そして環境整備、読書の習慣化を図りたいということ。そのための「重点施策」です。第一次・第二次では「基本的方策」として置かれていたものですが、それでも、「基本的方策」というよりはもっと重点的に、何に取り組むのかということを確認にしたいという意図だと思います。ここについて、補足説明をお願いいたします。

○事務局

それでは資料1 - 2をご準備いただきたいと思います。

第一次・第二次の計画と第三次との違い、考え方ということになります。まず、第一次・第二次の推進計画の中では、「基本の方策」として4つ掲げております。

1つ目が、「読書機会の提供と充実」。2つ目が、「読書環境の整備充実」。3つ目が、「読書活動の理解の促進」。そして4つ目が、「家庭、地域、学校と公立図書館・行政との連携の強化」ということ。これらの「基本の方策」があって、その方策を基にさまざまな立場に関わる人たちがそれぞれの取組をして、目指す目標に向かって行きましょうと。こういうような流れになっているんですけども、全体の中で説明を申し上げましたように、ここを3つの「重点施策」ということで取りまとめ、さらに意義についての理解促進というところを強調して進めたいと考えています。

「考え方」の欄をご覧いただきたいと思います。

まず「基本の方策」を「重点施策」とすることについては、この計画の中で何を重点的に推進するのかというのを明確にし、重点施策にぶら下がる事業・取組——先ほど全体の中で「具体の取組としてこういうことを考えています」ということでご説明申し上げた事業を、この計画期間の中でどう取り組むことができ、その結果はどうだったのかと。評価・検証が適切に行えるように整理したいということから、「重点施策」としてまとめたいと考えております。

内容ですが、第一次・第二次推進計画の「読書機会の提供と充実」については、第三次計画の案の中では「読書活動の推進」ということで整理をしていきたいと考えております。

第一次・第二次推進計画の2つ目の「整備充実」はそのまま踏襲して、第三次でも2の「子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備」とし、これはそのまま踏襲する形となります。

さらに、第一次・第二次の基本の方策の3「読書活動の理解の促進」については、「読書活動を推進する意義についての理解促進」ということで、「意義」を強調した形で整理をしていきたいということです。この考え方については先ほど説明しましたので、省略させていただきます。

第一次・第二次推進計画の4番目。これも説明が重複しますが、「家庭、地域、学校と公立図書館・行政との連携の強化」ということで「基本の方策」として定めていたものにつきましては、《重点施策2》の具体の取組の中で「ネットワーク構築」というものを掲げて、しっかりと評価・検証が行えるように整理していきたいと。

「重点施策」については以上の3つにまとめて、わかりやすい形で推進していきたいという整理です。

○佐藤会長

「重点施策」というとらえ方ですね。先ほど資料1の裏面のほうで、施策の具体的な取

組については紹介がありました。資料1 - 2は、その考え方。「基本的方策」というよりは「重点施策」として、それら事業の取組をのちに評価・検証できるように具体的なものにしていきたいと。そういうことで、3つ出していただきました。

この審議会でも議論されていましたが、特に「読書の意義」ということをもう少し大きくとらえる必要があるのではないかと。今日は欠席ですが、猪股委員からは「読書の意義とは何か」と、「読書をしないとだめなのか」というようなことまで出ていました。その「読書の意義」というものについては、もっと明確に示していくことが必要ではないかということ。その意義を理解してもらおうということと併せて、それを推進するためにはどういう環境整備が必要であり、読書が習慣化するための活動を推進していくと。読書の習慣化に向けた活動ということも、そこで目指すべきではないかという組み立てになっているかと思います。

これについては、裏面のほうで「重点施策」の取組の具体例が出ているので、だいぶわかりやすくなっているかと思います。理解促進、環境整備、読書習慣化への推進。この大きな3つの「重点施策」を掲げて、それに対する具体的な取組を示し、それを三次計画で実行して、5年目に点検・評価をそれぞれ行うと。非常にわかりやすくなっているかと思います。

「重点施策」についてはいかがでしょうか。「基本的方策」としてあまり具体的でない、点検・評価もなかなかできないということがあるかと思います。「重点施策」という形になると、実際にそれがどの程度推進されたか、活動として実体化されたかという辺りの点検・評価は非常にしやすくなるかなと思います。

では、もう1つです。「数値目標」、これは審議会の中でもいろいろ議論が出ていました。「数値目標」の考え方について、資料1 - 3の補足説明をお願いします。

○事務局

それでは、「数値目標の指標」の考え方ということで、先ほど全体の中でも説明をしたところですが。

これまで第一次・第二次で「数値目標」として掲げてきたものについては、継続して掲げていきたいと考えております。ただ、先ほど申しましたように、公立図書館の個人貸出数ということでしか把握しておりませんでしたので、ここについては、これからは公民館図書室での貸出も含めて検討していくということで変更したいと考えております。

新たな追加項目としては、「意義についての理解促進」を図るための指標です。「子ども読書の日」や「こども読書週間」に、子どもの読書活動に関する事業を実施している市町村といったものも指標の中に取り入れていきたいというのが一点あります。

「学校図書館図書標準の達成」についても先ほどご説明申しましたように、交付税措置されているといったことを踏まえて、市町村のほうに積極的な働きかけを行っていきたくと。市町村への働きかけを行いやすくするためにも、あえてこの中で掲げていってほ

うかということでご提案したいと思います。

「読書の習慣化」を計る指標の一つとして、「家庭での読書の状況」を取り入れたいと考えております。全国学力・学習状況調査において、「家庭や図書館で、本をどのくらい読みますか」と。「2時間以上ですか」「30分以上1時間未満ですか」とか、「30分未満ですか」とか、「10分以上ですか」とか、「まったく読みません」とかという問いがなされています。たとえば北海道では、10分以上読んでいるのがどれくらいの割合かというのを指標にしております。その時間を30分以上にするのか、10分以上にするのかといった議論はまた別にあるかと思いますが、こういった指標も取り入れていってはどうかということで、提案したいと思います。

○佐藤会長

資料1の裏面のほうを見ますと、1から7まで出ています。特に7の「図書館等における」というところで、公立図書館だけではなくて、公民館等の図書室での貸出数も数値目標として取り込むという案です。

それから、「家庭での読書状況」、「学校図書館図書標準の達成」が出ていました。

1番の『子ども読書の日』や『こどもの読書週間』に子どもの読書活動に関する事業を実施している」、これは後ろに市町村数はいらないのかな。

○事務局

「市町村数」ですね。

○佐藤会長

資料1の裏面、7の「数値目標の指標」の(1)のところ。

『子ども読書の日』や『こどもの読書週間』に子どもの読書活動に関する事業を実施している市町村数」です。「市町村数」で終わりです。

そういったものも指標に入れていきたいということで、資料1-3です。第一次、第二次、第三次。第三次の推進計画案は、第一次・第二次に比べると数値目標となる指標を少し多く取り込んでいくという提案になっていたかと思います。

「学校図書館図書標準の達成率」というのは、5カ年計画で1000億円でしたか。「1000億円」と書いています。これは地方交付税で、本当に使えるかどうかという話がこの前ありましたけど……。

この達成率というのは、何を数値として計ることになりますか。金額が使われたということですか。

○事務局

金額ではなく、その図書標準が満たされている学校の数。

○佐藤会長

学校の数になるんですね。目標を達成している学校図書室数。

○事務局

はい、それが何%かと。

○佐藤会長

それも入れ込んでいきたいというところの案で出ています。

○事務局

5年間で総額1000億円の地方交付税。平成24年度から平成28年度までです。

○佐藤会長

公民館図書室等は、貸出冊数とかのデータは取っているんですか。

○伊藤委員

仙台市であれば、たとえば松陵市民センターの中の図書室は、週2回、泉図書館の方が来て開館する日があるわけです。そこところは泉図書館で把握できていると思うんですが、松森市民センターだとボランティアが運営しているんです。図書館司書は派遣されていないので、ボランティアの方はどのように把握しているのかですね。

○佐藤会長

貸出簿を作っていたら、そのデータは上がっていくわけですか。

○伊藤委員

それはあると思いますが、きちんとなっているのかな……。

図書館の分館みたいにやっているところはしっかりしていると思いますが、さっき申し上げたようにボランティアが運営しているところは、どのような報告義務を持っているのか……。仙台市の予算でやっているのだとは思いますが、そうでない本もあるんですね。寄贈とかいろいろな提供がある。ボランティアの方々が本を集めたりしながら運営していますので、その数字の把握には難解なところが出てくるのかなと思います。

おおよそは把握できると思いますが、公民館それぞれがどのくらい貸し出しているかというのは、市民センターでは把握していないと思います。連携はするけれども、掌握下には置かないというところがある。干渉していないんです。ですからちょっと難しいところもあると思います。

○佐藤会長

正確なところでいくと、ちょっと難しいところもあるということですね。

○事務局

現在、図書館で把握しているのは、どういう数値になるんですか。

○事務局

県の図書館が毎年度行っておりますのは、「宮城県内公共図書館・公民館図書室等現状調査」という統計を取っております。この統計は、いわゆる図書館法によって設置されている図書館での蔵書数・貸出冊数などについての調査、それから図書館法によらない、たとえば大河原町の駅前図書館さん、村田町の歴史みらい館さんといった身近な地域の読書施設の蔵書数・貸出冊数などについて、毎年度調査を行っております。

○伊藤委員

泉区で言いますと、南中山市民センターがあります。仙台市が運営しているんだと思いますが、その図書室というのは無配置ですから、ノートに必要事項を書いて借りていくわけです。2週間で何冊かは分かりませんが、記帳して借りていき、返す方法です。館長さんに聞くと、「なくなっていることがある。」とっていました。

そういう無配置の図書室が公民館にはあるんです。そういうところの把握は、たぶんそちらの数値には報告されないのではないかと思うんです。どうなんでしょう。実態としては、そういうところがあるんですね。

そんなにたくさんあるとは思いませんが、図書館の貸出に携わる人は無配置ですので、無人での貸出方法です。利用は結構あるというふうに聞いていますが、利用と紛失が多いという話です。そういうところが何カ所かあると思います。把握の対象は、実際は難しいのではと思います。

○佐藤会長

だから、市町村によって。町営図書館と公民館とが連携してやっているところは、きちんとデータができるところがある。仙台市内になると、そうではない部分も出てくるということがありますよね。

○兼平委員

去年の12月なんですけど、私、県南のある町に行っただけです。そこは公民館の中の図書室です。それで、本を見てみますと、わりと古いんですよ。町の予算にもよるんでしょうけれども、新しい本はほとんど見当たらなかったもので、「ここで借りる人はいるのかな、いないのかな」と。「ある程度の希望は出せるのかな」と、ちょっと心配になりながら見て

きました。

○佐藤会長

学校図書館のように、予算が付いて年間ある程度の冊数を入れていけるところと、本当に予算の付いていないところと……。

○兼平委員

入口に来館者名簿というのがありますし……。たぶん、借りていっている方もいらっしゃると思うんですけども。

○佐藤会長

私が心配になるのは、学校の図書室でさえもそうだという話を聞いたことがあるんです。教育委員会から調査が来て報告をするのに、図書担当の先生とか図書事務の方が数字をきちんと把握して書いて出すところと、校長先生、教頭先生がいつの間にか適当にというか、去年の冊数とかを換算して書いて出してしまうところがあると。憤慨している図書の先生にお話を聞いたことがあるんです。

だから、県が市町村でデータを集めて上ってくるとあるんですけど、その下のところのデータの取り方がきちんとしているのかなというのは何となく心配なんですよね。公立図書館でも公民館図書室等でも、貸出簿があってやっているところはある程度数えられると思いますけど、そうではないところはなかなか難しいと。その管理している人がだれかという問題かなと……。

○事務局

いまの指標の考え方なんですけれども、毎年、毎年の調査になっていきますので、物理的に把握できる規模の図書館あるいは公民館図書室等と、そうでないところがある程度分かれてくるのはやむを得ないのかなと思います。

要は、これは絶対数を把握するというよりも、分母をまず固定する。それで、その経年変化を見て、上向くように施策を講じていくというのが指標の考え方、ポイントになってきます。ある程度その辺を割り切る。8割になるのか9割になるのかわかりませんが、とらえられるところで固定して、経年変化を見ていくというのが基本なのかなと思っています。

○佐藤会長

そうですね。今後5年間の第三次計画の中で、ある程度ベースができてくる。そのベースがある程度上っていくことが、経年変化を見ていく土台づくりにはなるだろうということですね。

逆に、「そういう数値は求められますよ」と言うと、公民館図書室、市民センター図書室なんかでは、貸出簿等を明確にするということの促進になる可能性はありますよね。

○五十嵐委員

数値目標の設定の仕方は、おっしゃるとおりだと思うんです。いまの兼平委員とか委員長のお話を伺っていて、いろいろな実態があると思いました。それをとらえて言うと、読書活動の意義についての浸透がないと、いろいろなところで目指したものと違う事態が起きてくるのかなと。ですから、意義ということを明確に打ち出していただいたのは、大変良かったのではないかなと思いました。

○佐藤会長

そうですね。この審議会でも、読書についての意義をどうとらえるのかというところで、中地先生に明快に答えていただいたような気がします。その意義をきちんと理解してもらうというところを重点施策に上げているというのは、私も第三次計画としては非常にいいなと思って聞いていました。

では、「数値目標」に限らず、今日説明いただいた骨子案全体について。「計画の目標」「重点施策」「数値目標の指標」というところで、いまの五十嵐委員のように何かご意見等がありましたら自由に出していただきたいと思います。

○中地委員

「重点施策」のところに戻るようで申し訳ありませんが、3番のところの確認です。

「子どもの読書活動の習慣化に向けた読書活動の推進」の部分、「読書活動」が2回出てくるんですけども、これはこのままでよろしいのですか。たとえば、後半のほうは「活動」だけでも十分だということはないのかと。表現の問題として気になりました。

○佐藤会長

「習慣化の促進」だけでもいいのかな。「子どもの読書活動の習慣化に向けた推進」。文言の整理ですね。

○中地委員

ここで言う「習慣化」というのは、「読書力」をつけていくことにもつながるわけですよ。

もう一点なんですが、「数値目標の指標」のところですよ。今回、新たに、市町村で子どもの読書活動に関する事業を実施している数を確認していくという目標が加わっているようです。これは、市町村の主催事業になりますか。それとも、その市町村内の図書館や学校、団体などが行っている事業も含むのか。その辺りを確認させていただきたいと思います。

○事務局

行政としてということなのか、図書館、あるいは市町村全体の中で行われているのかということですね。

すいません、そこはまだ十分整理はしておりませんでしたので、逆にどういう形で把握するのが望ましいとお考えなのかといったところも、ご意見をいただければと思います。

○佐藤会長

たぶん、「読書の日」とか「読書週間」ということ自体は、全市町村が掲げると思うんです。ただ、そのためのイベントとか、何か活動をしているかどうかというところは、市町村で結構分かれてくるのではないかと思います。だから、その活動の数かな……。イベントの数かな……。

○事務局

県もそうなのです。県の図書館であれば、「子ども読書の日」だったり「読書週間」ということでイベントを組んで、取組をしています。市町村さんも、図書館のあるところではそういった取組が活発に行われているけれども、そうではないところとなかなか……。行政がこれを掲げて積極的にやっているかというところ、なかなか見えてこないのです。そこに図書館のあるなしでも、非常に地域差が出てくるなどは思っています。

○佐藤会長

学校でも違いがあるのかな……。学校でも、「読書の日」をやっているところとやらないところがある。

○兼平委員

学校でも、「読書の日」をやっているところはあると思います。「本を読みましよう」とか「こういう本がありますよ」というのを、やっているところはあると思います。

○中地委員

読書に関わるボランティアというのが設定されていて、決まった日に派遣されているというような学校も当然あります。前に蔵王町の話をお聞きいただきましたけれども、あのときは図書館との連携の中で学校が成長していると。そういうのはありますよね。

「数値目標」を見ていて気になってくるのは、どうしても数値というと、冊数を取ることなんかが多くなっていく。けれども、事業の数——たとえば読み聞かせなり、ブックトークなり、そういう事業の数を取っていくということが、読書の多様化の提供につながる。子どもに多様な読書の必要性を訴える試みをしているというようなことにつながるかと思いますので、そういうことをうまく拾い上げていくような数値の取り方になると一

番いいという気がします。

定期的に行っているような読み聞かせ講座ももちろんいいと思いますし、さらにその種類が、単なる読み聞かせだけではなくて、ビブリオバトルもやっているとか、多彩な取組をしているというのが、また一つの評価にもなってくるような気がするんです。そういうことがうまく調査できればよいのですけどね……。

○佐藤会長

「読書週間だよ！」と標語だけ出しているのか、標語と共に読み聞かせの特別の企画があったり、お話し会があったり。母親による読み聞かせではなくて、父親による読み聞かせ会とか……。違った活動が見えてくるような情報収集だといいいのかな、ということですね。

○中地委員

「家読のススメ」をしている市町村もあるかと思いますが、たとえばブックリストを配るなんていうのは、一つの効果にもなってくると思うんです。単に「家読しなさい」と言うだけではなくて、「何年生向きだとかこういう本がありますよ」というのを、「家読のススメ」と一緒に配る。そして、「それがどこの図書館にあります」などという情報があれば、たいぶ違ってくるという気はしています。

○兼平委員

先ほど会長さんが「父親が読み聞かせ」とおっしゃいましたけど、最近、父親の読み聞かせ会というのができています。私は宮城野図書館をよく利用するんですが、そこにチラシがありました。父親の読み聞かせ会というのでしょうか、そういうのがずいぶんできてきました。母親だけではなくて、結構、父親も参加しているみたいです。

それから、ビブリオバトル。私はここの審議会に来て初めて、ビブリオバトルというのを聞きました。何のことかわからなくて先生にお聞きしたことがあるので、ビブリオバトルというのが頭にありました。それで、図書館とかいろいろなところに行くと、「大学で開催」とかいうチラシをよく見るようになったんです。

でも、ビブリオバトルはいいことなんだけど、言葉的にみんなに通用しないところがあると思います。いいことですよね。お互いに本を読んで、批評し合って、「これがいいよ」と。だから、これをちょっと言葉的に変えてみる。宮城県版のビブリオバトルということがあってもいいのかなと、最近思うようになったんです。どういものでしょう、先生。

○佐藤会長

バトル。

○兼平委員

バトラーとか何とかとあると、私にしてみれば、一瞬取っ付きにくいんですね。だから、宮城版みたいな感じのを作っただけならば、もう少し皆さんの参加もあるでしょうし、面白いなど。一回参加すれば、これは面白いんです。だから、そういう部分を持っていったらなど、私は思っています。

○中地委員

おっしゃるとおり、現行のビブリオバトルはもともと大学の研究室の勉強会から始まっています。だから、高校生・大学生ぐらいの世代であれば、新しい言葉というので、むしろそこに魅力を感じて引き付けられていくことはあるんだと思います。

ただ、小学校・中学校に下ろしていくとなると、一工夫必要な気はしますね。ビブリオバトルと同じような活動——ブックディベートあるいはブックトークもそれに類するものとしてありますけれども、そういうのを総合しながら宮城県版、新しい活動をつくるとよいのかもしれないですね。

○兼平委員

宮城県版があってもいいかと思えますよね。宮城県発祥。

○佐藤会長

新しい宮城県版。宮城県発祥の子ども向けのビブリオバトル、ブックトーク風の何か。

○兼平委員

難しいかな。

○佐藤会長

何かあると気安く……。ビブリオバトルと言うと、小学校でもなかなか……。

○兼平委員

取っ付きにくいんです。

○櫻中委員

たぶん、その発想はゲーム的な感覚。そういった表記なのかなと思います。私たち大人だと、ちょっとわからない部分かなと。ゲームの中身の表現というのは、子どもたちのほうが取っ付きやすいと思う。今後のためにも宮城県らしい表記がいいと思いますけど、発想はたぶんその辺から来ているのかと思います。

もう一点です。データを取ってからということになっていますが、数値目標には不読率、

冊数の目標というのがあります。先ほど先生がおっしゃったように、事業としての目標も。たとえばいまのビブリオバトルとか、読書週間とかいう事業を仕掛けたあとの、その効果。それを関連づけた数値も、同時に出していったほうがいいのではないかと思います。

仮に、「こういうことをやったらこんな効果がありました」と。せっかく宮城県で推進するのですから、そこのところを出していかないと何のための数値目標なのかわからない。たとえば、「こういった事業をすると、こんなことに効果がありました」と。「それは保護者のほうに効果がありました」とか、「児童生徒に非常に効果があった」とか。できれば、その辺の調査まで含めた目標数値・関連性を定めたほうがいいのかなと思います。

○佐藤会長

効果の測定ということですね。活動の推進としては、「こういうことを推進してください」「それを計るための数値目標としていま考えられることは、こういうことですよ」と。「さらにやってください」と言うよりも、「こういうことをやったことで、こういう効果も現れている」と。そういうことを示してくださいと。そういうことも含めてということですね。

それを5年後にやるのか、毎年きちんとやっていくのかということもありますけど、県から市町村に推進を求めていくときに、何を市町村に期待していくかということと関わってくる。何を全体として求めるか、その辺りも考えないといけないですね。

○事務局

事業量を計るものがあるんです。たとえば、読み聞かせにしても、「どれだけやりました」と。宮城県の場合ですと、今年と来年で、ほぼ全市町村での読み聞かせ講座が終わるんですが、それはあくまでも「これだけやりました」という数字でしかないんです。それをしたことによって、その講座を受けた方々が地域の中で活動の場を得て、どれだけやることのできたかと。そういうのが、読み聞かせ講座をしたことの成果の指標になる。そういった目標値。たとえばですけども、そういうものを取り入れていくべきではないかということですね。それは常々感じております。

○佐藤会長

なかなか難しいですね。

○事務局

何を取っていったらいいかというのは、確かに……。

○櫻中委員

難しいんですが……。

たとえば、読書週間というのは学校でもやっています。でも、「読書週間」と言うだけであって、その内容はいったいどんなものだったのかなということ。「読書週間を設けています」とは言います。言葉一つだけを取ると「やっています」と言うんですが。

たとえば県の図書館のように、その週間のときは1階のフロア全面に図書を出すとか。そういった努力をして、初めて人は読書をする気になる。そう言うとおかしいですけど、簡単に手に取ることができると思うんです。

その読書週間のときに、どんなことをして、どんな成果があったかということ。数値ではなく記述式でもいいんです。大変なんですけれども、そういったことを丁寧にとっていくほうが結びつくのではないのかなと思います。

「読書週間をしました」「はい、終わりました」「来年またします」というのだと、何となく進歩というか……。せっかく読書の習慣を身につけさせる、習慣性というところまで至るのであれば、各市町村に配信できるような、「こういったものが効果を生んでいますよ」と。できれば、生涯学習課でそういうのを持っていたほうがいいのではないかと思います。

○佐藤会長

最後のほうに、第一次・第二次の事例がありますよね。

○事務局

冊子の最後に、特色のある活動をしている地域の活動の事例。

○佐藤会長

ああいうものが実際に行われていて、そこでどういう……。数値ではないけれど、「こういう効果が見られる」「成果があった」というようなことが、市町村から上がってくるといわけですね。

○五十嵐委員

櫻中委員のご意見を、すごく共感して伺っていました。

そのご意見と併せて、たとえばアンケートですが。評価事業自体を、それを調べてどうなのかと評価する必要があると思います。その数字が何を意味しているのかというのがちよつとわかりにくかったり、それをどう生かしていけばいいかということがぼやけやすかったりする。それだけ文化的なものを数値化して動いていくというのは難しいことなんでしようけれども、そういうところがあると思うんです。

おっしゃっているように、調査自体が非常に難しいとは思っています。たとえば資料1-3の一番下の欄、「家庭での読書の状況」の考え方のところに、「習慣化を計る指標を設定する」とあります。「何冊読んだか」とか、「何%読んだ」とか、「何時間読んだ」とか、そういったことを数字で拾っていくのは、分母を大きくして広域に傾向をとらえていくとい

うことで適切な面もあると思うんです。ただ、それだけでは見えてこないものがあって、いままで困難さがあったのではないかという気がしています。たとえば、「読書ということについてどう思っている」とか、「好きな本はどんなものか」とか。以前、図書の審議会でもあったと思うんですけれども、子どもがなぜゲームに行ってしまうのか、テレビに行ってしまうのか。なぜ本を読む時間がないのか。ある程度記述式を持ち込んだ調査にして、そういった問題の解決まで踏み込んでいくような努力が必要だと思います。習慣化なら習慣化の質というものを探っていかないと、何冊読んだとかいうような数字だけでは、傾向とか目標とかを把握しにくい状況が続いていくのではないかなと思うんですけれども…。

○佐藤会長

データの指標の取り方。質的なものの収集もどこかで必要だということですよ。確かに……。

私はあまりたくさん知りませんが、学校の図書室なんかでも月ごとのテーマを立ててやっているところがあります。9月だと月とか、台風とか。シリーズで本を並べて貸出をする。そういうので買い足していくと。毎月、何かテーマを立ててやっている。冊数が伸びているかどうかは別にしても、今月は月に関する本で、今月は雪に関する本が読まれているとか。そういうのも、ある意味質的なものだと思うんです。そういうことが計れるような指標だと、本当はいいのかもしれない。

○赤間委員

本を借りる楽しみを企画することも1つではないかと思います。

本を借りても、読まないで返してしまうこともありますよね。ですから、感想文を付けて返してもらって、スタンプとかポイントをあげる。結構、スタンプとかポイントがたまるのは楽しいですから、そういうものをためる期間を設定して、図書カードや文房具などと交換できるようにする。

遊びの要素も取り入れると、もう少し積極的に本を借りてくれるかもしれません。感想文を書けば、書く力も養えます。何かちょっと楽しみの要素も入れた貸出の方法はないかと思います。

○佐藤会長

感想文を書かせるのは大変だ。(笑)

○赤間委員

それは、「原稿用紙2枚以上でなければダメ」ということになるとなかなか難しいでしょうから、感想カードでも良いと思います。

○中地委員

いま赤間委員がおっしゃったような仕掛けというのも、本を読みたくなることのきっかけになるんですよ。

○伊藤委員

子ども読書活動の推進ということですが、先ほど『数値目標の指標』の7番の『公立図書館等』の中には公民館の図書室も入る」というお話があったので、そこに隠れた読書活動があるというのを一つ申し上げます。

仙台市の児童館には図書コーナーがあります。本は結構、たくさんあるんです。予算措置は仙台市で年間何万かいただいて、図書館の児童厚生員が選書に行くんです。運営はほとんどボランティアの方です。

児童館での読書活動はどのようにしているかという、読み聞かせはしょっちゅうやっています。それから、子どもたちも本を借りていきます。

児童館には、学童保育の子どもがいます。そうすると、土曜日とかは朝から来るわけです。平日でも、学校から本館に帰ってくるわけです。私が事務室にいと、子どもたちが「本、読んで」と来るんですよ。私は携わったことがなかったので最初はとまどったんですが、しばらくしてから、読み聞かせをはじめました。

最初は中山で2年、鶴ヶ谷で3年。児童館併設に計5年勤めました。子どもたちが、「土曜日のお昼を一緒に食べよう。」と約束に来るんですよ。私は家内に作ってもらえないものですから、慌ててスーパーに弁当を買いに行ったりしました。帰ってくると、「終わったら本読んでね。」と。昼食後、1時まで静かにするタイムがあるんですが、その間に私に「読んで。」というのが結構あって、いつも読んでいました。読むと、だいたい途中で時間がくるので、そこに何か挟んでおいてまた次の日。「私はこれを読んでもらいたい。」「僕はこれを読んでもらいたい。」と子どもたちがじゃんけんをして読む順番を決めるのです。

見えていないだけで、底辺では結構、読書活動をやっているんですよ。こういうところが表れてこないんだと思うんですが、それも不読率の低減には非常に大きな要素を持っていると思います。

ですから、児童館で読書活動をやっているところは結構あります。県内ではどの辺がやっているかわからないんですが、仙台市内では私が勤めたところではそうしていました。子どもたちの中で読む順番の約束をしながら、興味のある本を読み聞かせたり。おばけの本とか、いろいろ読んでいました。

この中に、児童館で図書コーナーがあるところも含めていただければと思います。

○中地委員

いまのお話、児童館の学童保育というのは、必然的にノーテレビ・ノーゲームなんですよ。だからこそ、子どもたちが楽しみを求めて……。

○伊藤委員

そうです。ゲームを持って来たら、事務室で帰りまで預かりますから。携帯電話もすべてです。

○中地委員

その環境が、たぶん読書を推進しているんだろうという気がするんです。

○伊藤委員

見えないところでも読書しているということをご理解いただければと思いました。

○佐藤会長

まさにノーテレビ・ノーゲームですね。実践版。

○中地委員

実践版ですね。

○五十嵐委員

質問なんですけれども……。

いまのお話は、とてもヒントに満ちています。子どもが活動をする場所に、どのくらい本があるかということが大事だと思うんです。たとえば児童館、市民センターでもいいんですけど、図書のある一角というものが近接してあるような設備が、どのくらいできているのか。それを少し向上することで、ずいぶん子どもたちの読書環境というものを向上させることができるのではないか。そういうことを思ったんです。その辺の現状はいかがでしょうか。

○事務局

子どもが活動する場にどのくらい本があるかというところまでは、把握はしていません。

たとえば、放課後児童クラブなんか、放課後に過ごす場として、いま利用する子どもたちがすごく増えています。そこでどのくらいの本が整備されているかといった、実態把握というのはできてはおりません。いまのお話を伺って、そういう状況を知るということも大事なことだなと思いました。

○中地委員

子どもの生活の場なわけですね。学校からそこに直接帰る子どもがいる。そういうところに図書館の巡回移動車なんか回っていくと、充実するかもしれないですね。

○佐藤会長

仙台市は児童館が結構あります。大きい市はあつたりしますけど、町村だとないかな…。

○中地委員

町村では保育園などに学童保育を併設しているような形もあるようですね。

○事務局

児童館という名前でなく、形を変えても、そういう場というのはそれぞれの市町村に整備はされています。

○櫻中委員

だいたいあるんじゃないですかね。

○佐藤会長

だいたいありますね。そういうところの読書機能も見てみる必要はありますよね。

○中地委員

確認です。

そういうところの図書コーナーには、図書館からの貸出というのはできるんですか。学校図書館と公立図書館とは連携していて、セットが貸出されますよね。学童保育というのはどうなんでしょうか。

○事務局

たとえばの一例です。学童かどうかというところは確認しておりませんが、団体の本の貸出ということでお話を伺ったときに、白石市さんの移動図書館の配本は、地域の児童館や公民館にも、きめ細かくセット貸出で届くという、白石の図書館の活動については、そういったお話を聞いております。

○佐藤会長

子どもは児童館から直接借り出しはしないんですか。

○伊藤委員

いえ、貸し出しをしています。児童館で本の管理しているところは、児童館の中で借りていけます。2週間だったでしょうか、それくらいまで借りられます。

○事務局

長く使ってきた言葉ですけれども、本の「配本所」に対して、セットで50冊、100冊をお届けする。先生がおっしゃるように、今度はそこが窓口になって子どもたちに貸していくという仕組みで、身近なサービスポイントになって機能しているということが言えると思います。

○五十嵐委員

配本活動の一つ一つは小規模で地味な活動なのかもしれませんが、地域によっては「この方法のほうが、大きな図書館があるよりいいよ」というところもあるかもしれません。いろいろな機能を総合的に評価するために、やはりそういったところもしっかり数字で評価していただけたらいいのかなと思います。

○中地委員

配本を申し込むところが増えてくるといいですね。そういう数値が上がってくると、県や市町村の図書館と地域、子どもの生活の場との連携の数値が上がっていくことになる。そのことの確認ができればいいなと思います。

○五十嵐委員

「本を読むといいですよ」と言うよりも、「配本できるんですよ」と。「気楽にどうぞ」と言われるほうが、もしかしたら効果があるのかな、なんて思います。

○事務局

白石の図書館は開館が大正時代の歴史の長い図書館です。市域も、小原地区など、山間部まであります。本の配本所は、学校や親御さんたちが働いている工場、個人の商店にも設けていて、きめ細かく「移動図書館車で届けています」というお話を伺っております。

○五十嵐委員

素晴らしいですね。

○佐藤会長

白石だけかどうかはわからないけど、そういうところを高く評価するような仕組みも必要ですよ。

前回の県立図書館の報告でも、セットで、いろいろ工夫して配本をやっているけどなかなか借りてくれないという話がありました。啓蒙活動ではないけど、ああいうのももっと促進できるような仕組みができるといいですね。

○五十嵐委員

資料1裏の《重点施策2》番、「市町村における子どもの読書活動推進計画の策定促進、点検・評価」です。

審議の最初のほうで、「そういったことを実際に担うのは市町村の公立図書館であって、公立図書館が設置されていないところはなかなか策定しないんだ」というお話がありました。同じ《重要施策2》番の下項目を見ていきますと、MY-NETなんかは公立図書館がないとなかなか利用しないでしょうし、やはり公立図書館が中心になると進めていける項目が多いように感じるんです。

市町村別の公立図書館設置率というのは、宮城県は決して高いほうではない。残念ながら低いほうだと思います。そうすると、ここに掲げたほうがむしろ早道なのか。それとも、そのことをほかの場所で掲げているので、ここでは別の文言で掲げていくのか。せっかくここで掲げても、「公立図書館が設置していないとできないんだ」ということであれば、掲げたことがなかなか生かされていかないのではないかなという思いがあります。

○事務局

MY-NETに関しては、今年度ですべての市町村が利用できます。公立図書館だけでなく、公民館図書室のようなところもつなげることができましたので、全市町村で利用できる環境は整いました。

○五十嵐委員

そうすると、MY-NETを使って、公民館で予約もできるということですか。

○事務局

そういう環境は整ったということですね。

読書活動推進計画については、図書館が設置されている、設置されていないということで進み方に差が出る。そういうのは、状況として確かにあります。

あと、図書館さんが頑張っても、推進計画ということになると、図書館の振興計画だけではない。その町として、村としてどうしていくかということになるので、やはり横との連携というのが必要になります。「本来業務と別に、そういった仕事をするようになる。やらなければいけないということはわかっているけど、なかなか進められない」と。そういう率直なご意見も、最初の委員会の席でご紹介しました。県のほうでは、そういった市町村さんができるだけ策定しやすいようなアドバイスを積極的にしていく必要があるということは考えています。

第三次計画もそうなんです。第三次計画を策定しようとなると、いろんな委員会とかワーキングを開いてご意見をいただいて、積み上げていくという作業が必要です。それと同じことを市町村さんでやっていくことになると思うので、その計画策定までの道筋などを

示してあげるだけでも、取り組みやすくなると思うんです。このようなことは、努力でやれる部分なのかなと。少し背中を押すような取組をやるべきだなというふうに考えています。

○櫻中委員

私は村田町なんです。先ほど事務局からあったように、村田町には公立図書館ではなくて、「歴史みらい館」というところに図書があります。

《重点施策2》のところで、「読書環境の整備」と。このことに関すると、たとえば公立図書館の設置を市町村に促す一項目を入れる。それによって、市町村における子ども読書活動の推進、かつ計画策定推進とかにつながっていく。ソフト面とハード面です。各市町村、特に町村でいろいろ事情があるとは思いますが、「読書環境の整備」ということに関して言えば、県から公立図書館の設置を各町村に促す。そういうような一文を入れることはできないのでしょうか。(笑)

非常に難しいというか、大胆ことなんですけれども……。

○事務局

たとえば、県で市町村図書館を設置するに当たっての具体的な支援策——補助金とかを持ち合わせていたりすると、抱き合わせでこれに載せることができるかと思うんです。ところが、いまの段階では県でもそういった支援策は持ち合わせていませんし、かといって国でもない。前はあったやに聞いていますけど、いまの段階では支援策はないと。

一方で時期的に、いまはどこの市町村でも、お金と人的支援は震災復興にかなり傾斜配分されていると。そういう状況の中で、仮に載せたとしても現実的には難しいのかなと思います。

○櫻中委員

ええ、十分わかっています。(笑)

○佐藤会長

文言だけでも、ということですね。

○櫻中委員

そうです。それが目標として……。

いや、十分わかって言っているんですよ。

○事務局

だと思いました。

○櫻中委員

先日、会議の帰りに今日欠席の猪股委員とお話をさせてもらったんです。そのときに、「具体的にそういうことをポンと入れてもいいじゃないか」というような話をしまして、難しいのは十分わかっている、いまお話をしているんです。入れてもらえるかどうかは別として、そういったものを文言として、目標として掲げていくというのはある程度必要なのではないかと。

1番か2番かに、「地域格差」という言葉がありました。仙台市と町村との格差という言葉があったように、やっぱり財力的なものがあると思います。ただ、子どもたちの「読書環境の整備」として見たら、それを言っていくと格差は広がるばかり。もちろん、教育長さんの考えもあるとは思いますが、子どもの読書環境の推進を図る上で、県としては公立図書館の整備ということを目標に入れてもいい。現実的にどうなのかというのはまた別として、私は必要なことなのではないかなと思っていましたものですから……。

諸事情はいろいろ……。すいませんでした。(笑)

○中地委員

関連して確認したいんですけども、よろしいですか。

いま、市町村図書館の整備をということでしたけれども、仙台市辺りで図書館の民間委託を検討しているといううわさを聞きました。その辺りは何か情報はありますか。

○事務局

そういう検討をしているというのはありますけど、具体の情報は聞いてはおりません。

○五十嵐委員

先ほどの松森のボランティアのは民間ですか。

○兼平委員

広瀬図書館は民間です。

○事務局

指定管理者です。

○佐藤会長

指定管理者制度。

○兼平委員

あともう1つ、どこかあるはずですよ。いま。

○事務局

新聞報道だと、多賀城のほうでそういった動きが……。

○佐藤会長

多賀城市立図書館。

○中地委員

なるほど。

民間委託がいけないということは、ないと思うんです。ただ、極端に進んでいくと、利用者個人の興味・関心・要望への対応が重視される一方で、子ども読書の新たな担い手の育成というところや、文教政策の方針から外れていく。便利に借りられるようにはなるんでしょう。冊数や便利さはもちろん向上する。しかし、「こういうものを提供したい」というような、教育的意図ということから外れていく。そういう事態というのは起こりがちですよ。その辺をどう県として見守っていくのかというのは大事なのかなと思います。

○事務局

全国的にも、指定管理者への委託という形での流れがあることはあります。ただ、すべてそちらのほうに委託しているのかというと、必ずしもそうではない。たとえば窓口業務とか、館内の案内業務とか、清掃とか、物の維持管理といったものだけをお願いして、図書館としての要の部分、つまり「中長期的な計画の中で、こういった蔵書を増やしていきましょう」とか、あるいは教育的な見地で学校との関係もいろいろありますし、司書さんがやるような業務は自治体のほうでやっていく。たとえば、指定管理者に委託して、集める蔵書も単にベストセラーを集めればいいのかというと、そういうことではない。子どもたちに読んでもらいたい本とか、大人にも読んでもらいたい本とか、いろいろあるかと思えます。そういった部分については、引き続き自治体のほうでやっていく。

考え方もいろいろあります。それぞれいい部分、悪い部分がありますので、そういうものをきちんと比較考量した上で、「やるんだったらどの部分」と。そういう形でやっていくのが筋なんだろうなと思います。

○五十嵐委員

その辺は、お役所がやるのか、それとも民間がやるのかというふうに分けない方が良いと思います。公立図書館なら公立図書館の中に、図書館の運営とかサービスといったものに興味を持った人たちが来るわけですよ。その人たちをどう育成して、そして活用していくかも、民間の力を取り入れる良い方法です。税金の面でも、図書館の運営をもっと効率

的にしていくというところにもボランティアが活躍する場にするという目が必要である。先日お話ししたように、その辺の、人の力をつなげていく、コーディネートして、育成していく担い手が、図書館を舞台にした生涯学習の促進者となる職員が、そこには必要なんだろうなと思います。

もう一つ、先ほどのお話につなげてです。

3項目目に、「被災図書館等の復旧・復興」とあります。被災図書館とか公民館、社会教育関係の設備・施設に関しては、復興推進計画などで統合化だったり、複合施設化だったりといったものが方向として打ち出されていると思うんです。ですから、このところは「図書館の復旧・復興」だけではなくて、できれば「社会教育施設の復旧・復興」。その中で、読書環境を提供するような機能をどこかに設けられないか、又は隣接させたりできないかと思います。そういったことを、横の機関と連携してやっていただけないのかなと感じております。

いまそれを言って間に合うかどうかというのはあると思うんですけども……。

○佐藤会長

被害を受けた図書館だけの問題ではなくて、読書環境を組み立てることで言うと読書空間というか……。図書施設だけではなくて、社会教育施設とか児童館も含めた、全体の施設の復旧・復興と合わせて図書機能の充実化を図っていく。それを復興計画の中に盛り込んでほしいということですよ。

図書室だけではなくて「読書空間の整理・拡充」とか。それだと、少し広がりを持つのかなと思います。「公立図書館」という文言は入れられるけど、「じゃあ、国が、県が何をしてくれるの」ということを言われる可能性がある。「住民のための読書空間の整備」とかいうふうにして、その具体例の一つは「公立図書館の設置」と。そういうふうになればいいのかなと、いま思っていたんですけど……。

○五十嵐委員

たとえば町役場とか、どこでもいいんだと思うんです。「どこへ行っても本が借りられる、本が眺められて、気に入ったら借りて行って、またどこかで返すみたいなことが宮城県ではできるよ」となったら、本当に「どこでもいつでも」みんなが「いい本があった」「読みたくなった」という機会を、たくさん得ることができると思います。それは100の言葉で、「いいですよ、読書って」「意義があるですよ」と言われるよりも、ずっと効果はあると私は思います。

○佐藤会長

意見を聞くとすぐアイデアが出てしまうんですけど、市町村合併をしているところなんかは、余っている庁舎なんかを施設にしてしまうとか。大崎とか栗原とか、みんな合併し

ている。分散しているところもありますけど、庁舎の空間が結構がらんとしているんですよ。新しい図書館を建てるのが大変であれば、そういうところに公立図書室をつくるとか。そういう形でも整備はできるはずですよ。

思いつきです、すいません。

○兼平委員

「読書環境の整備」とありますけれども、県の障害のある方たちのための図書館というのはどういうふうになっていますでしょうか。

○事務局

目の不自由な方……。

○兼平委員

障害のある方は、環境もある程度整備しなければだめだと思いますので、いまはどういうふうになっているのかと。

私は宮城野図書館で拡大絵本を……。

○事務局

拡大絵本のボランティアさん方は、1つ1つ手書きで、子どもさんや読者の方が読める字の大きさの本をお作りになるという活動を長く続けておいでです。審議会委員の皆様には、前回、県の図書館をご見学いただきましたが、子ども図書室の中に「触察絵本」という、布でできた触って読む絵本を用意してございます。

たとえば、ライオンさんのお話ですと、たてがみのところはフワフワした毛糸が付いていたり、海だったらスパンコールが張ってあって、波のようにザラザラしたような感触があったり。このような手作りの本を、仙台市の「わか草」というボランティアグループの菅原はつ子さんを中心となって長く作っておられます。県図書館では、資料としてお預かりをしているところです。

実際に点字の本になりますと、以前の「点字図書館」、現在は視覚障害者情報センターさんがお持ちになっています。

○兼平委員

その手で触る絵本は、県の図書館しかないんですか。

○事務局

触察絵本ですか。

○兼平委員

ほかの市町村とは言いませんけれども……。いまは県の図書館にあるだけでしょうか。

○事務局

県図書館といたしましては、貸出をとということも一つありますけれども、こういった目の不自由な子どもたちが使う絵本というものを知っていただくということ。それから、利用希望があれば、「わか草」というボランティアグループさんがお貸ししているというサービスをご案内していくということを行っております。

市町村の状況ですけれども、目の不自由な方、子どもさんも含めてということになると思いますが、朗読サービスにつきましては、加美町中新田の図書館さんは、ボランティアさんが来て、毎月出される町の広報誌をテープに録音して、目の不自由な方にお届けする。そういったサービスを行っております。

○兼平委員

さっきも言いましたけど、私は宮城野図書館を利用するんです。開館した当初は拡大絵本も数が少なかったんですが、最近、だいぶ増えました。子ども用も、大人用も増えてきました。でも、私はあまり借りるところを見たことがないもので、今度聞いてみようと思います。10月からお部屋も使えるようになったようで、これからやるみたいですけど、ほかはどうなのかなと思って聞いてみました。

○佐藤会長

図書館によって、案内が出ているのもありますね。「目の不自由な方で、テープとか読み聞かせの必要な方はお申し出ください」となっている場合もあります。

○兼平委員 拡大の機械、あれも置いてあります。結構、あれは使っているようです。

○事務局

そうですね、シニアの方もご利用になられています。

図書館の意識としましては、活字印刷の本であったり、健常の方がご利用になる本を目の不自由な方は利用できないということは、「図書館利用に障害のある方へのサービス」ということで、先生がお話しされましたように、図書館職員が朗読をしたり、内容をお伝えするという努力をする。それは図書館サービスの一つであるという認識を持っているということでございます。

○佐藤会長

障害をお持ち方の読書推進ということ。子どももそうです。子どもでも障害を持ってい

の方がいる。第二次の推進計画の中にも入っているの、第三次でももちろん入れていくということになると思います。

では、もう1つ。今回は資料1 - 4のほうに「推進計画の構成（案）」が出ておりますので、「推進計画の構成（案）」について説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、資料1 - 4をご準備いただきたいと思います。

結論から申しますと、第二次計画の構成内容と、第三次計画の構成内容を大きく変えるということは予定しておりません。

ただ、第二次計画の第1章第1節の3に「国の動き」、第2節の中には「読書を取り巻く新たな環境」ということで設けておりますが、この内容がだぶっております。「国の動き」は、文章で5～6行にまとめてあります。「読書を取り巻く新しい環境で、教育基本法の改正があつてこうなんだよ」ということで文言整理されておりますので、この「国の動き」については、第三次の中では「読書を取り巻く新たな環境」というところで整理をしていきたいと考えております。

それから、第二次推進計画の中では、「第二次計画の考え方」ということで項目を設けております。ここは何度もお話ししている一番大事な意義のところですので、第三次の中では一節でまず意義を示して、「本計画の策定経緯」の中で整理して書き進めていきたいということで考えております。それから、3番は「第二次計画の取組・成果・課題」ということで、取りまとめをしていきます。

あとは、これまでお話をいただきました「基本的方針」。第二次については、第2章第1節の2のところで、「基本的方策」ということで掲げておりましたが、ここは「重点施策」ということで整理をしていきたいと考えております。

さらに、第2節の「数値目標」についても、新たな数値目標の指標を掲げるということで、整理をしていきたいということです。

最後は資料編です。資料につきましても、第二次の資料に従って整理をすることになりますが、資料の中で、いろんなデータを前年度との対比で載せているものが多いんです。主だったものは時系列でまとめて、その資料をお出ししたいということで考えています。

さらに、県でも読み聞かせをずっと進めてきておりますが、その読み聞かせをする際にどういう本がいいのかということで、ブックリストというものを整理して、それもこの資料の中で載せていけないかなということで考えております。

私からは以上です。

○佐藤会長

先ほどの骨子案に基づいて、第三次の計画書を作成するわけですね。その構成案として、第二次との比較でどの辺りが第三次推進計画としては新しい構成になるかというところで、

いま説明がありました。

第1節のところの組み立て方です。第2章の「基本方針」のところは、「基本の方策」から「重点施策」に変わること示していくということ。それから、資料編で少し長めの時系列データを追加できるものはしていくということ。あとは、ブックリストのようなものを掲載できないかと。そういうことで検討するということの説明がありました。

第二次推進計画とそんなに大きく変わるということではありませんけれども、先ほどの第三次の骨子案に沿って、構成の変更を若干行うということになります。

これについてはいいですか。まったく新しいものを作るというのではあればですけど、第一次、第二次と来て、第三次。新たな5年計画のところ、どうしていくかということを図ると言っていますので……。細かなところは推進計画ができたところで、先ほどの表現の問題と区分けのところでもまた検討ができるかと思しますので、一応この構成案で行くということで伺っておきたいと思えます。

何かよろしいでしょうか。

○中地委員

いまご説明があった第1章の構成について、十分理解できませんでした。

「第二次の取組・成果・課題」を下に置いて、「本計画の策定経緯」をその上に置いているのはどういう理由だとおっしゃいましたでしょうか。

○事務局

これは、順番は特に理由はありません。

第二次推進計画の第1節の中に「国の動き」というものがあつたんですけれども、それは内容が重複しているので、第2節の「読書を取り巻く新たな環境」の中で整理したいということ。

あとは、第三次のほうで「読書の意義」ということを掲げて、この第三次計画の策定経緯というものを書いたあとに、「第二次計画の取組・成果・課題」ということでまとめていくというふうに考えています。

実際に書き込みをしてみないと、順番はどっちがいいかというのは見えてこないんですが、項目としては間違いなくこの項目を入れて、整理するということになります。

○中地委員

わかりました。第一次の計画の成果があつた上で、次の第二次が加わりますよね。それを踏まえて、本計画の策定の議論があつたような気もしますので順序に違和感を覚えた次第です。順番はこれから考えていくということですね。わかりました。

もう1点は、第3章の第4節、「推進体制の整備」のところ、これは第二次と同じですが、「宮城県と民間団体……」「宮城県と市町村……」ときています。

推進体制を整備するにあたって、宮城県と其上、たとえば国際子ども図書館との関わりとかいうのは必要ないのかどうか。要するに、情報提供をしていったり、推進のいろいろな知恵を提供していくにあたって、やはり情報源というようなところがあると思うんです。その辺りがあつた上で、県はさらに民間団体や市町村と連携しながら実施していくと。そういう気がするんです。そこを書き加える場所があるのか、ないのかということが気になるります。

○事務局

わかりました。そういった項目も、ここの「推進体制の整備」の中で明示していたほうがいいということですよ。はい。

○佐藤会長

最後ですね。第4節の「推進体制の整備」というところで、宮城県と民間団体、宮城県と市町村だけではなくて、宮城県の情報源となるところとの推進。

○中地委員

宮城県がさらに、より広い情報を持っている国の機関とも連携して、ということです。

○五十嵐委員

その第4節の「民間団体」というのは、ボランティアとかも入っているんですか。

○事務局

入っています。

ここの「推進体制の整備」は書き込みが弱いので、少し力を入れてやっていきたいなどは思っています。

○佐藤会長

いま、ご意見が出ました。第1節のところですよ。この案ではこういう順になっていますけど、書き込みによっては順番の入れ替えを行うと。それから、第4節の中身。いまは2項目になっていますけど、県ももっと上位にあるところとの情報源、もっと広い視野での情報源との推進体制というのも入れていくということです。

これも、これで確定ではありません。これに沿って書き込みを行っていただいて、ちょっと入れ替えとかが出てくることもありますので、その辺りは答申ができるまでにまた検討できるかと思います。

では、(1)番目の「第三次みやぎ子ども読書活動推進計画骨子案について」は以上で、この審議会での意見交換は終了させていただきます。

○五十嵐委員

1つだけ付け加えさせていただいてよろしいでしょうか。

○佐藤会長

どうぞ。

○五十嵐委員 資料1の「骨子案について」の裏の最後、「数値目標」です。

先ほど兼平委員のほうから、視聴覚障害者についてご質問が出ています。そのことに関して、だいぶ前ですけども、確か審議があったと思います。その中で、視聴覚障害者のニーズとか、県の中央図書館と視聴覚障害者支援センター、中新田とかいろんな地域のボランティアや施設の機能が果たす各々の役割、それに対してどういうニーズがあるのか、またはニーズの掘り起こしはできているのか、そういったことの調査も、ぜひ加えていただけたらなと思います。

○佐藤会長

第二次でも若干出ていますね。視覚障害等を持つ方のニーズをもう少し……。いま五十嵐委員言ったような視点も掲げて、もっと入れてほしいということですよ。

○五十嵐委員

そうです。

○事務局

第二次計画では、県図書館と県視覚障害者情報センターを出して、そこでの取組を簡単に触れ、一方で具体的なデータとか支援の内容については、裏のデータのほうで整理をするやり方をしています。

ページですと、68 ページです。68 ページに「データ 10、障害者向けサービス」というのがありまして、ここで具体的に「こういうことをやっています」という形です。これがデータのほうでいいのか、本文がいいのかというのは議論があるかと思いますが……。…。

○五十嵐委員

これは「こういうサービスをやっています」ということであって、視聴覚障害者にはどのようなニーズがあるかとか、期待を持っているかが分かりません。

何か既存のサービス以上に求めているものがあるのか、改善を求めているか、新たにほしいものがあるのかとか、既存のものは十分に実施できているのかとか。そういったことについてきちんと把握しないと、「いつでもどこでも」というのが……。

私も詳しくないので、わかりませんが、もしかしたら、視覚障害者情報センターのほうで把握しているのかもしれませんが、そういったところの資料が出ていない。県の役割として「いつでもどこでも」ということであれば、そういったことも把握したほうがいいのかなということが一つ。

それから、県と視覚障害者情報センターと中央図書館との役割です。公の機関同士、大きな機関の中で役割を分けているのか。それとも、障害者のニーズに添って、「じゃあ、こういうふうにやりましょう」というふうに分けられているのか。その辺がわからない。そこを明確にして、「こういうふうにやっぺいこう」というものを打ち出していく必要はあると思いました。「障害者の支援サービスというものを、県全体でこのように取り組んでいきます」「拡充していきます」ということを、県民に示していく必要はあると思います。それは視覚障害者情報センターが担ってもいいんですけども、そのアナウンスをこういった県の取組の中でされていかれてはどうかと思ったものですから……。

○佐藤会長

そうですね。

視聴覚障害者が図書利用についてどういうニーズを持っているかというのは、どこかでやっていますかね。聞いたことがないので、やっていないんじゃないかな……。特別支援学校辺りは、何かやっているとは思いますがね。

○事務局

県の特別支援室の職員もメンバーになって、現状把握とかはしているんです。けれども、障害者の方というのはほかにもいろいろいらっしゃいますから、その方々がいまの図書サービスの内容で満足されているのか、さらに求めているものがあるのか、関係者の方から直接お話を伺うようにして把握する必要があると、いまのお話を伺って思いました。

○佐藤会長

そうですね。

○事務局

これは「子ども読書活動推進計画」ということで、対象は0歳から18歳までということなんです。ある程度対象が限定されている中で、一方で障害者というと上の方々もいらっしゃいます。どういうふうな形で状況を把握して、どういった内容でこの中に落とし込んでいくかということについては、検討させていただければなと思います。

○五十嵐委員

どうしても視聴覚障害者に対する調査となると、大人の方を対象にしがちだと思うんで

す。せっかくこうやって「子ども読書活動推進計画」の中で行われるわけですから、たとえば視聴覚障害者の支援学校といったところなどを通して、児童に対する調査を行ってもよろしいのではないのでしょうか。必ずしも視聴覚障害者全般ということではなく、「子ども読書活動推進計画」の使命の一つとしてでも良いと思います。

○佐藤会長

そうですね。特別支援学校辺りで、そういう情報があるのかどうか聞いてみていただいで……。

では、次に（２）番です。「今後のスケジュールについて」をお願いいたします。

○事務局

それでは、資料４のスケジュールになります。

まさに大きな柱となるところで、さまざまなご意見をいただきました。それを受けて、いよいよ中間案に向けて文章の書き込みということを進めていくことになります。この部分は一番大事なところになりますので、お時間をいただきたいということで考えております。

前回お示ししたスケジュールでは、12月下旬ということでしたところですが、来年の1月にお集まりいただきまして、こちらで作成する中間案についてご審議いただきたいと考えております。それにしがいまして、最終案については3月、そして教育委員会への答申が4月ということに進めていきたいと考えております。

パブリックコメントにつきましては、中間案のご審議のあとということになりますので、2月の中旬から3月中旬にかけて。それを最終的な案に盛り込んで答申に向けて進めていくと。

中間案のご審議に少々時間をいただきたいということで、よろしくをお願いいたします。

○佐藤会長

これからのスケジュールということですが。今日は骨子案で、たくさんご意見をいただきました。それで、12月ではなく1月に中間案を示していただいて、それについて審議をする。3月に最終案で、答申は4月というこれからのスケジュールになります。

今日はご欠席の委員が3名いらっしゃいます。ご欠席の委員の先生方にも、骨子案についてのご意見等を伺いたいと思いますし、ご出席の委員の方でも、今日気づかなかったこととかがあるかもしれませんので、意見を集約していただく機会を設けてもらいたいと思います。

○事務局

本日、重点的にご議論いただきました「計画の目標」の部分であったり、「重点施策」の

部分であったり、「数値目標の指標」。ほかも含めて、今日ご欠席の委員の方々にご照会するのと併せて、皆様のほうにもご照会したいと思います。12月上旬、10日辺りをめどにいったん返していただくような段取りで、文書で改めてご紹介をしたいと思います。

○佐藤会長

あと、1月の中間案についても。たぶん、2時間の議論だけでは言い尽くせないことも出てくるので、それについても意見を集めていただくと。審議会以外の負担も出てきますけれども、それもよろしくお願ひしたいと思っております。

以上が、用意されている協議事項になります。何かそのほか、委員の先生方のほうから……。

○五十嵐委員

この場を借りて御礼を申し上げます。

前回、私、宮城県図書館についていくつかお願ひをしたと思いますが、さっそく意見箱を設けていただきました。対応していただいています。

○伊藤委員

どこに配置されましたか。

○五十嵐委員

私が気がついたのは西側のレストランとの間、守衛さんのいる辺りのデスクの上に意見箱がありました。

○佐藤会長

目安箱。(笑)

○伊藤委員

それは素晴らしい。

○佐藤会長

それはよかったですね。

あとはよろしいでしょうか。

○事務局

先ほどいろいろご意見をいただいた中で、われわれ事務局として一番難しいと感想を持ったのが、資料1-3の「数値目標の指標」のところです。いろいろご意見をいただきま

したが、指標を考える上で、考え方として大きく3つに分かれてくるのかなという感想を持ちました。

1つは、単純に量的なものを把握するだけの指標。まず、それが1つ。2つ目として、その量的なものを把握すると、ある程度質的なものまで推測できるような指標があるんだろうなど。3つ目として、量的なものにはなじまない、純粋に数ではなくて質の面である程度追いかけていかなければならないもの。たぶん、大きく分けるとこの3つが考えられるのかなと思います。

一方で、この「目標の指標」を使って、進ちょく状況なり事業効果なりすべてを把握できるかという、なかなかそうではないだろうという考え方があります。そして、現実的に目標指標を設定したとしても、たとえば5年に1回やったら意味がないと思います。やはりある程度のスパンでやっていって、試行錯誤しつつ、フィードバックしつつ、事業の中に生かしていくと。最終的に、「それをやった結果、5年間でこうでした」と。それが正解なのかなと思っています。

そういった中で、大汗をかかなくてもある程度把握できる指標といったものを、今日いただいたご意見の中からこちらのほうで考えます。もう少しリサーチして選んでいきたいなと思っていますので、また改めてご相談申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

○佐藤会長

なかなか難しいところですね。既存であるものがデータとして出てくれば一番ですけど、そうではないものまで考えていくというのは結構大変。しかも、これは5年計画です。5年後だと、これまた長い話になる。でも、毎年やるかという、また大変になってくる。その辺も検討していただければと思います。

では以上で、今日用意していただいた協議事項は終了とさせていただきます。

あとは事務局に。

○司会 ありがとうございます。

それでは、4の「その他」に入ります。委員の皆様から何かございませんか。

なければ、事務局からございますか。

はい、ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、第3回宮城県生涯学習審議会を終了したいと思います。本日はどうもありがとうございました。